



様式第9号 (第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定期間
休日労働

労働保険番号	2410101450000003
法人番号	010001146923

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間									
		(〒227-0033) 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町1000番 (電話番号:045-963-3068)											
労働者派遣業	エムシーパートナーズ株式会社 東日本センター 神奈川オフィス			2023年4月1日から1年間									
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため	業務の種類	事務関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	19	所定労働時間 (1日) (任意)	7時間45分	1日	8時間	8時間15分	45時間	360時間
			業務の種類	現業関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	3	所定労働時間 (1日) (任意)	8時間00分	1日	8時間	8時間00分	45時間	360時間
			業務の種類	研究関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	44	所定労働時間 (1日) (任意)	7時間45分	1日	8時間	8時間15分	45時間	360時間
			業務の種類	事務関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	19	所定労働時間 (1日) (任意)	7時間45分	1日	8時間	8時間15分	45時間	360時間
休日労働	② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	現業関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	3	所定労働時間 (1日) (任意)	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	1か月	1か月	1か月	原則 8:40-17:40	
			業務の種類	事務関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	19	所定労働時間 (1日) (任意)	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	1か月	1か月	1か月	原則 9:00-17:45	
			業務の種類	研究関係業務	労働者数 (満18歳以上の者)	44	所定労働時間 (1日) (任意)	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日	1か月	1か月	1か月	原則 9:00-17:45	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>													



横浜北
5.3.31 北
労働基準監督署

(チェックボックスに要チェック)

様式第9号の2 (第16条第1項関係) (裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要がある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
 - (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労働双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分がない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することと差し支えない。

(備考)

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合には、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

時間外労働に関する協定届 (特別条項)
休日労働

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
		延長することができる時間数 (法定労働時間を 超える時間数)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数 を超えた労働に係る 割増賃金率	延長することができる時間数 (法定労働時間を 超える時間数)	延長することができる時間数 を超えた労働に係る 割増賃金率	
事務関係業務	19	15時間		6回	99時間55分	25%(*)	720時間	25%(*)
現業関係業務	3	15時間		6回	99時間55分	25%(*)	720時間	25%(*)
研究関係業務	44	15時間		6回	99時間55分	25%(*)	720時間	25%(*)
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ (協議)		⑤対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ健康診断を実施				
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑤ ⑨		①対象労働者への医師 (産業医) による面接指導の実施 ⑨産業医等による助言・指導を受け又は労働者に産業医等による保健指導の実施				

(*) 但し、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、60時間を超える場合には割増賃金率は50% (法定・法定外ともに休日労働は35%)

協定の成立年月日 2023年 3月28日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 神奈川オプトニクス株式会社 (代表取締役社長 長谷川 文彦)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙) 投票による選挙
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)
2023年 3月28日

横浜北 労働基準監督署長殿

使用者 神奈川オプトニクス デネジャー
氏名 神田 由美



